

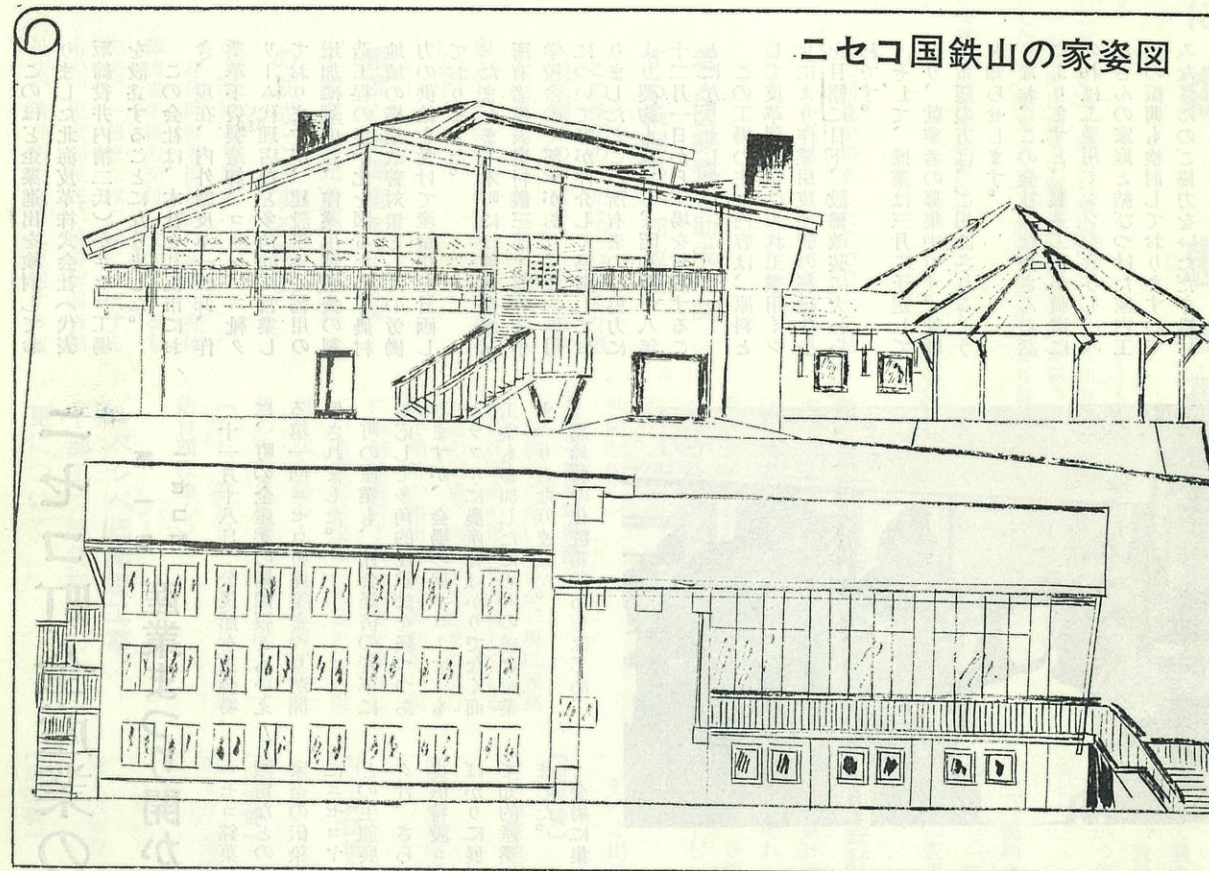
広報 **ニセコ** 出 産 業 企

No. 142

ニセコ町役場総務課

「黒工」がニセコに被害を及ぼす

ニセコ国鉄山の家姿図



いせつに保存をあとでお役に立ちます。

町-の-人-口

男.....2,576人
 女.....2,761人
 計.....5,337人
 世帯数...1,387世帯
 (48年10月末現在)

<新幹線時代に対応>

ニセコ国鉄山の家改築すすむ

昭和12年ニセコアンヌプリの中腹に建設された国鉄山の家も山を愛する人々のために幾多の困難とたたかいながらその灯を消すことなく今日に至り、今では全国にその名声が広められております。

しかし、現施設の老朽が目立ち、さらには観光地ニセコが大きく飛躍するための中核として新しく生まれ変わることになり、夏以来工事を進めてまいりました。

現在工事の進み具合は、総工事量の30%程度で今年のはねぐみ工事(コンクリート工事)で終了し、来年10月ころ完成の予定です。

(総工事費約3億円)

昭和48年 **12** 月号

企業進出が決定!!

第1号

無公害の『北海皮革株式会社ニセコ工場』

このほど企業進出を検討しておりました北海皮革株式会社(代表取締役井内精二氏)がニセコ工場を設立することになりました。

この会社は、本社を札幌市におき、現在、内外諸皮革一般卸、作業革手袋製造卸、コロンブス靴、リム代理店など多角的に営業しておりますが、建設事業の需用の増加に対応し、作業用革手袋の製造工程の集中化を図るため、農村地域の構造改善対策としての労働力の供給を受けて産量化を計画しております。

たまたま、本町には曾我会館(所有者代表奥村儀三郎)前曾我小学校舎の一部があり、この借用について町が仲介して協議しておりましたところ所有者のご協力により契約も成立し、昭和四十八年十二月一日から工場を施設することになりました。

この工場の主な内容は、原料として皮革製品を仕入れ工業用ミシンにより作業用皮手袋の製縫仕上を目標に目下、設備改装に大わらわです。

そして、操業は三月に予定しており、就業者の募集中です。就職ご希望の方は、ご相談されるようお願いいたします。

なお、この会社の社長さんの話によりますと、製造工程が軌道にのれば工業用ミシンを貸与し、みなさんの家庭と結びつけた家内工業の振興も検討しておりますのでみなさんのご協力をいただき農村工業を発展させましょう。



【表彰者】
 酪農業 高橋 清一
 稲農業 吉原 久吉
 一条 敏夫
 水田転作てん菜栽培
 瑞穂農業組合
 てん菜栽培
 森崎 広志
 商工業 ニセコスタ
 ンブ組合
 亀田貞二郎
 藤本房次郎
 (順不同敬称略)

ニセコ町全産業の縮図版

第一回 産業まつり開かれる

十一月十八日、公民館を主会場に、町の全産業の縮図版ともいえる第一回ニセコ町産業まつりが開催されました。

町の産業も、社会経済の変革に対応して多角的な試練を経つつありますが、会場の展示コーナーもカラフルに農産物ばかりでなく、商工業も参加したため町の総合産業まつりとなりました。

馬鈴薯の化粧箱詰めをはじめ、会場に集まった人たちは、職業

をのりこえ、なごやかに一年間の勤労へのねぎらいと感謝を語り合っております。

また、午前九時三十分からは、役場大会議室において、とくに産業振興に尽力された方々の方々の表彰式があり、その労をねぎらい来ひんの祝辞、そして被表彰者を代表して藤本房次郎さんが「自己の職場をとおし、職業をのりこえお互い協力しあつて地域産業の振興のため尽力したい」と述べておりました。

第8回臨時町議会

ニセコ町民憲章の制定

十月六日、ニセコ町民憲章制定審議会から答申のあつた「ニセコ町民憲章」について、十一月三日制定することに議決されました。(内容は、本紙8ページに掲載)

ニセコ町功労者の表彰

功労者等表彰審議会の答申により、つぎの方がニセコ町自治功労者として議会の議決を得ました。

瀬戸 常重 氏(64歳)

瀬戸氏は、議会議員をはじめ、農業委員会委員など数多くの公職に長年つかれ、その功績が顕著であるため表彰されるものです。

収入役の選任について

収入役森恵氏(60歳)は、十二月九日任期満了となりますが、議

収入役に森恵氏再任される

去る十一月二日、午前十時から議場において第八回臨時町議会が開かれ、ニセコ町民憲章の制定、町功労者の表彰、収入役の選任についてなど、議案十二件を審議し原案どおり可決されました。

その内容をつぎのとおりお知らせいたします。

会の同意を得ましたので、十二月十日から引き続き収入役に任命されることに決定いたしました。

老人医療費の助成に関する条例の一部改正

この条例の改正は、ねたきり老人の医療費の助成で、六十五歳以上七十歳未満のねたきり老人を対象として医療費の全額を町で負担します。

重度心身障害者及び母子家庭等児童の医療費の助成に関する条例

◎重度心身障害者
 身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けているもので、一級または二級に該当するもの。児童福祉法、精神薄弱者福祉法、精神衛生法等に規定する施

設の判定書または診断書もしくは専門医師において重度の判定または診断されたものが対象となり、疾病及び負傷の医療に関する経費の自己負担額を助成します。(ただし、初診料、再診料及び附加給付額を除く)

◎母子家庭等児童

配偶者のない女子が、現に義務教育終了前の児童を養育している家庭の児童。両親が死亡または行方不明等の事由にある家庭が、現に義務教育終了前の児童を養育している家庭の児童を対象とし、疾病及び負傷の入院医療に関する経費の自己負担の全額を助成します(ただし初診料、再診料及び附加給付額を除く)

ルベシベ橋架替工事(下部工)請負契約の変更について

六月に開かれた第四回定例議会において議決を経た、この工事について、設計の変更により請負契約金額がつきのとおり変更になりました。

一、契約金額、「二、〇一〇万円」を、「二、〇一四万四、八九〇円」に変更。

一般会計補正予算

一般会計予算の補正は、才入出それぞれ二千四百三十八千円を追加し、予算総額は才入才出とも七億一千七二万六千円となりました。

その才出のおもなものは、

【総務費】

公用地整地工事請負費 四八万七千円追加
 町有林造成事業委託料等 四〇万五千円追加
 町有林団地作業道新設工事外 二〇万一千円減額

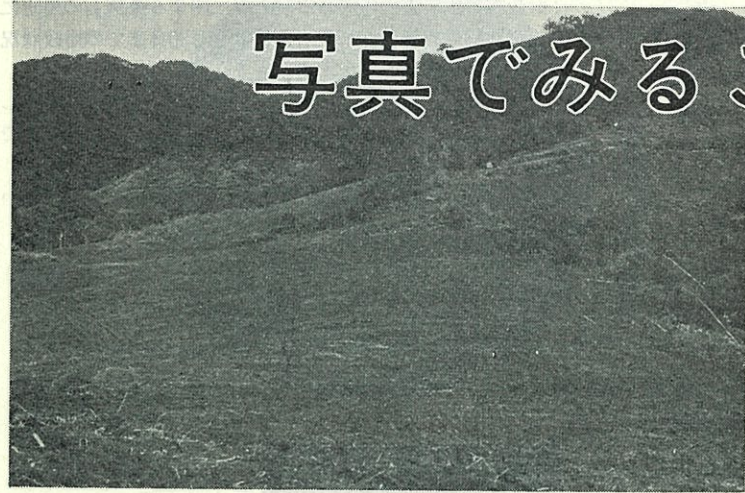
【民生費】

重度心身障害者及び母子家庭等医療費 二万五千円追加
 老人医療費 一一〇万円追加

【商工費】

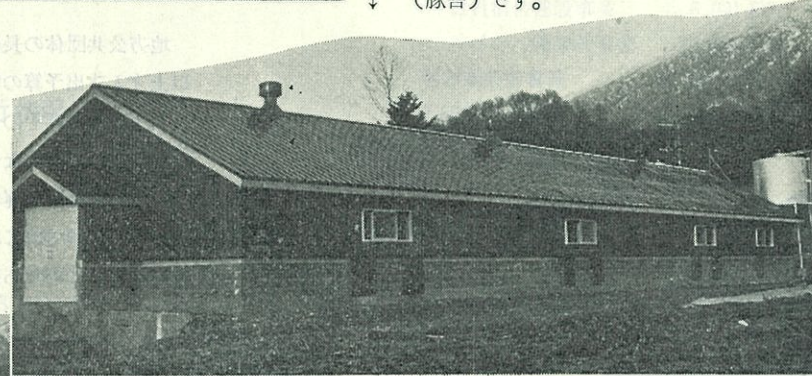
観光協会補助 二二万円追加
 【土木費】
 町道温泉藻岩連絡線外道路改良工事 三七八万六千円減額
 町道元町旧国道外道路局改良及び舗装工事 一六六万六千円追加
 【消防費】
 羊蹄山ろく消防組合負担金 三〇七万九千円追加
 有線放送電話事業特別会計補正予算
 才入才出それぞれ四七万三千円を追加し、予算の総額は才入才出とも九二五万七千円となりました
 国民健康保険事業特別会計補正予算
 才入才出それぞれ五〇万七千円を追加し、予算の総額は才入才出とも六千七九四万九千円となりました。
 簡易水道事業特別会計補正予算
 才入才出それぞれ二一六千円を追加し、予算の総額は才入才出とも一四四〇一万円となりました

写真でみることしのおもな



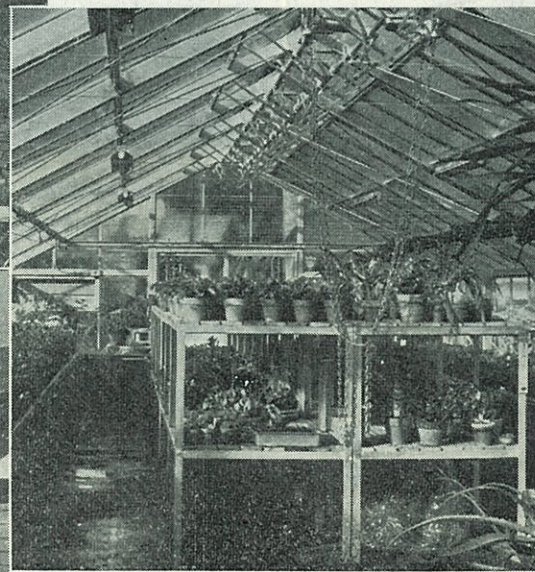
↑ ⑤ 里山再開発事業 町有林地30haの植林と里山作業道500m、団地作業道800mが新設されました。総工事費は1,132万7千円です。このほかに保安林改良事業10haが道直営で行なわれました。

⑦ 西富橋架替事業 橋の延長11m幅員5.0m(永久橋)と取付道路工事延長87m、幅員5.0mの事業で事業費は856万5千円。11月30日完成しました。

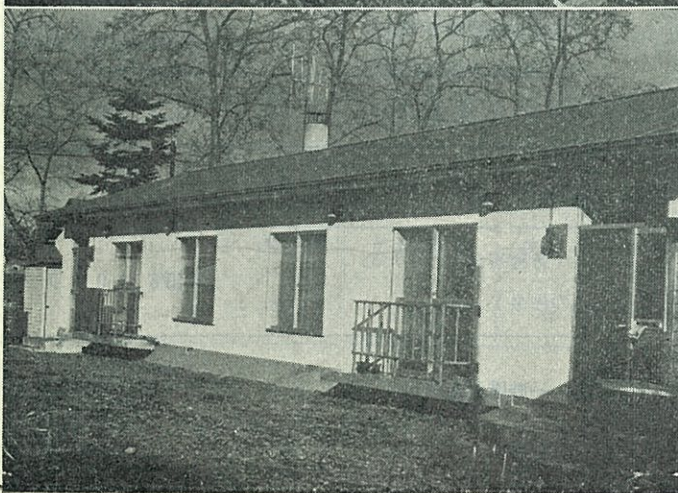
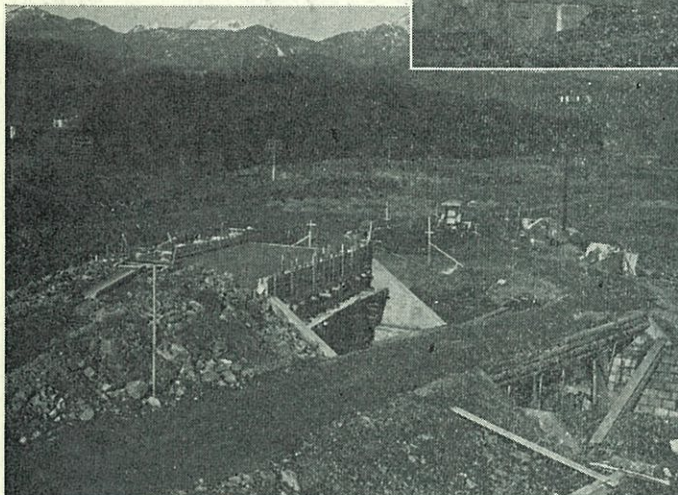


⑥ 農業構造改善事業 近藤地区第2次農業構造改善事業のことしの事業は、トラクター48PS1台の導入、作業機7台、農機具格納庫2棟、畜産団地2棟の建設と農地造成25.7ha、転換造成18.8haで総事業費は5,266万4千円。写真は完成した畜産団地(豚舎)です。

⑧ ニセコ高校温室新設事業 町の花いつばい運動の苗はニセコ高校で栽培されていますが、美しい花の苗づくりのために、また冬季植物栽培の実験場として鉄骨平屋建(102㎡)の温室が建築されました。



⑨ 教員住宅建設事業 ことしは、字富士見100番地の1と132番地の2に1棟2戸(120.96㎡)の教員住宅がそれぞれ建設されました。補強ブロック平屋建で、総工事費は1,168万円です。



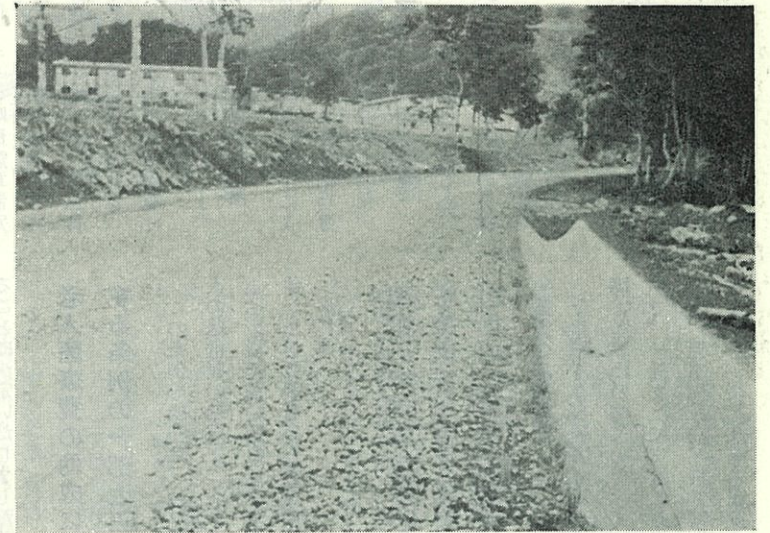
建設事業

ことしも町のあちこちで、いろいろな工事がさかんにすすめられました。

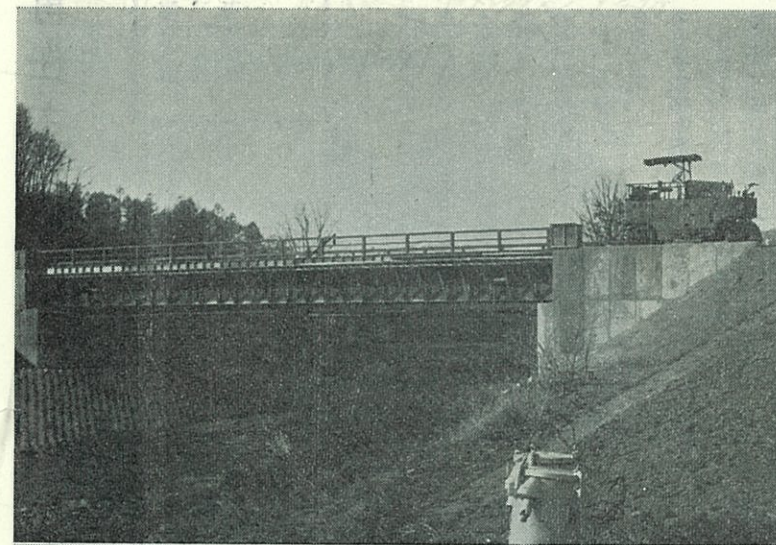
中には、悪天候のため作業がなかなかはかどらず、12月に入り総仕上げの段かいで急ピッチで工事がすすめられているものもあります。

住みよい環境づくりとしてのことしの工事がどのように行なわれたか、そのおもな建設事業を写真でみてみましょう。

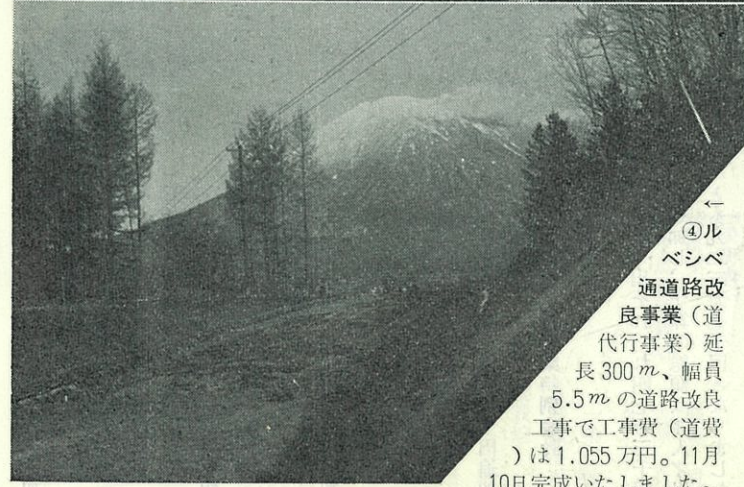
① ニセコ登山道路改良工事 ニセコ登山口からロッジアンヌブリ入口まで延長1,170m、幅員6.0mの道路改良工事で、工事費は2,252万8千円。8月13日完成いたしました。



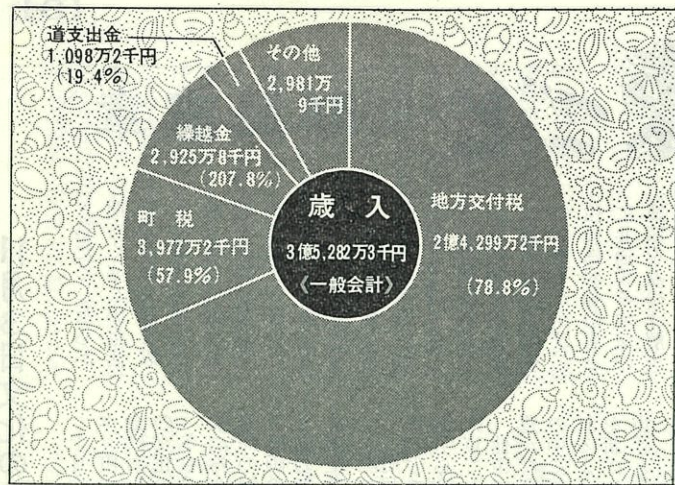
② ルベシベ橋架替事業 この橋はH型鋼造りの永久橋で、延長25.5m幅員7.5m。工事費は取付道路を含め3,379万6千円(国費補助3/4)。11月30日完成いたしました。



↑ ③ 愛の鐘建設事業 桜ヶ丘公園の高台に高さ10mのスピーカータワー、ミュージカルチャイムによる愛の鐘を建設しております。工事費は200万円。



← ④ ルベシベ 通道路改良事業(道代行事業)延長300m、幅員5.5mの道路改良工事で工事費(道費)は1,055万円。11月10日完成いたしました。



()内は現予算に対する執行率を示す。

各特別会計の執行状況

●有線放送電話事業特別会計

才	入	予 算 額	収 入 済 額	執 行 率
		8,784千円	3,292千円	37.5%

才	出	予 算 額	支 出 済 額	執 行 率
		8,784千円	4,224千円	48.1%

●国民健康保険事業特別会計

才	入	予 算 額	収 入 済 額	執 行 率
		67,442千円	31,567千円	46.8%

才	出	予 算 額	支 出 済 額	執 行 率
		67,442千円	27,062千円	40.1%

●簡易水道事業特別会計

才	入	予 算 額	収 入 済 額	執 行 率
		13,794千円	8,141千円	59.0%

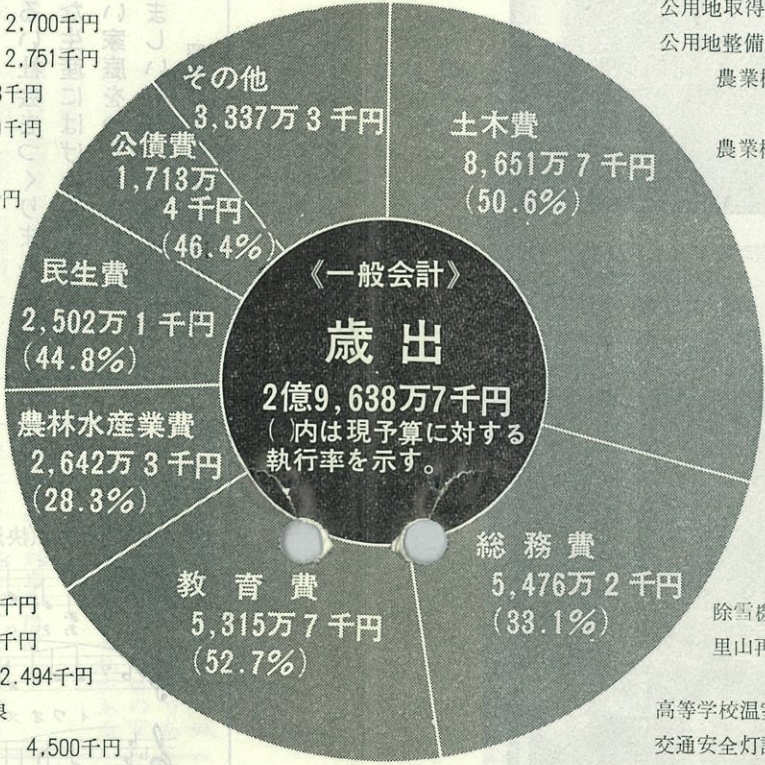
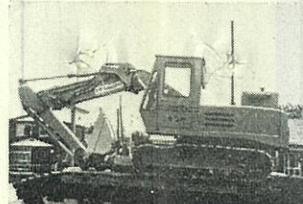
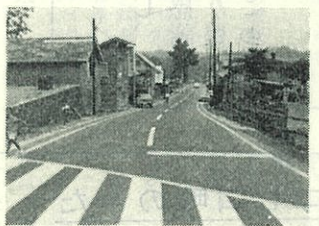
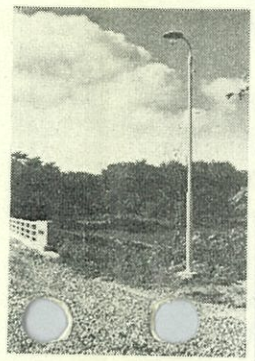
才	出	予 算 額	支 出 済 額	執 行 率
		13,794千円	6,434千円	46.6%

〈昭和48年度〉

上半期財政状況の公表

【昭和48年4月1日から 9月30日まで】

- 教員宿舍建設事業 6,091千円
- ルベンベ橋架替事業 33,796千円
- 別太橋架替事業 3,300千円
- 矢田橋架替事業 2,300千円
- 瑞穂昆布連絡線道路局部改良 2,700千円
- 役場前通道路局部改良 2,751千円
- ニセコ登山道路改良 22,528千円
- 新区画通道路局部改良 6,300千円
- 温泉モイワ連絡線道路局部改良 4,750千円
- 元町旧国道線道路局部改良 3,100千円
- 西富橋架替事業 8,565千円
- 北栄東通線道路局部改良 2,494千円
- 真狩旧国道線道路局部改良 4,500千円
- 真狩川沿線道路局部改良 1,830千円
- 西北2丁目道路局部改良 2,071千円
- 東1条中通道路局部改良 1,943千円



- 農業用シヨベル償還金 2,734千円
- 公用地取得事業 36,012千円
- 公用地整備工事 4,000千円
- 農業構造改善事業土地基盤整備 23,784千円
- 農業構造改善事業 15,720千円
- 市街地舗装新設工事 8,450千円
- 市街地簡易舗装工事 1,410千円

- 除雪機械整備事業 6,939千円
- 里山再開発事業 11,327千円
- 高等学校温室新設事業 5,186千円
- 交通安全灯設置 2,216千円
- 公園敷地内遊歩道新設 1,300千円
- 愛の鐘建設事業 2,000千円
- 水泳プール整備 5,462千円

～はじめに～

「財政事情説明書の作成および公表に関する条例」の規定により、昭和48年4月1日から昭和48年9月30日までの財政状況をつぎのとおり公表いたします。

これは、町民のみなさんに行政のありのままのすがたを正しく知っていただき、理解と認識を深めるために公表するものです。

みなさんの町政に対するいつそうのご理解とご協力をお願いいたします。

昭和48年12月1日

ニセコ町長 遠藤京作

財政公表とは

地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年2回以上才入才出予算の執行状況ならびに財産、地方債および一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならないことになっており、これが財政公表です。

地方公共団体の運営は、これに対する住民の不断の関心および協力があつてはじめて公正妥当が保障されるものであり、地方自治法はこのため義務付けたものです。

* 町の財産 *

● 不 動 産	
土 地	4,478,474.79 m ²
建 物	22,052.99 m ²

● 基 金	
財政調整積立基金	38,110千円
産業振興基金	5,866千円
有線放送電話事業基金	752千円
国民健康保険基金	8,065千円
備荒資金積立金	23,284千円

● 町 債	
(各種事業遂行のための借金)	3億6,103万円

● 一時借入金なし

〈町民憲章〉

みんなの約束ごと

11月3日文化の日に制定

わたくしたちが明るく楽しい生活を求め、人間としての喜びと希望に輝く未来の地域社会を創造するためには、自分自らの教養を高めるとともに、明るく住みよい近隣社会を創造していかねばなりません。

そのためわたくしたちの日常生活に結びついた一つの目標をかかげ、住民総参加のもとに共通する地域の課題をみつければ解決していく必要があります。

昨年八月、町長から十五名が町民憲章制定審議会委員に委嘱され(会長 櫻原伊織氏)ニセコ町民憲章原案の作成について再三審議検討し、さらに駐在区、各職場を通して町民みなさんの意見、要望をお聞きしたうえで「ニセコ町民憲章」の成案がまとまりました。

十月六日、町長に答申した「ニセコ町民憲章」は十一月の臨時議会において議決され、十一月三日の文化の日に制定されました。

今や、わたくしたちの町は、近年にわかに注目されてきたニセコ合計画の基本構想にもとづく山と緑の自然を愛し、明るく豊かな生活と生産の町づくりの目標に向かってまい進しております。

「町民憲章」は、このような現状の中で、五、三三七七人町民が目指す心の規範となるべきみんなの約束ごとでもあるわけです。

健康で文化的な地域社会とより豊かな町の発展を願う毎日の生活の中にこの「町民憲章」が生かされるよう、町民ひとりひとりが心を新たに、心をあわせてつぎの約束ごとを実行いたしましょう。

「ニセコ町のうた」も制定

豊かな郷土の未来と美しい自然をうたった「ニセコ町のうた」が町民憲章制定と同時にできあがりました。

この町歌の作成にあたり、昨年広く歌詩の一般募集をしたところ六十五点もの応募作品が寄せられました。

これらを審査し、優秀作品四点を選びましたが、なお推敲の必要もありましたので、作詩および作曲について札幌市の専門会社北海道企画館に依頼しつぎのような町歌が制定されたものです。

さあ、みんなで「ニセコ町のうた」を歌いましょう。

ニセコ町民憲章

わたくしたちは、ニセコ町の自然を愛し、恵れた大地で、勤労と生産に励む日々を感謝しながら希望にみちた生活につとめ、より豊かな未来をつくるためにねがいをこめてこの憲章を定めます。

- 一、自然を愛し、住みよい環境をつくりましょう。
- 一、きまわりを守り、明るい社会をつくりましょう。
- 一、力をあわせ、豊かな生産に励みましょう。
- 一、健康で働き、楽しい家庭をつくりましょう。
- 一、希望に生きるたくましい町民となりましょう。

昭和四十八年十一月三日 制定

ニセコ町のうた

作詩 森 菊蔵
作曲 狩林 正一

一、仰ぐはニセコ アンヌプリ
イワオスプリの 山映に
高山の花 咲きかおる
自然のなかに 父母が
拓きし町よ ふるさとよ
ニセコよ ニセコよ
ああニセコ

歴史とともに 伸びしまち
遙かに遠い むかしより
平和を愛す 熱き血に
風雪堪えし ふるさとよ
ニセコよ ニセコよ
ああニセコ

三、白雪映える 高原に
たつはスキーの 雪けむり
呼ぶはニセコの 湯のけむり
ゆたかな町を 育くみて
明日をめざす ふるさとよ
ニセコよ ニセコよ
ああニセコ

ニセコ町のうた

作詞 森 菊蔵
作曲 狩林 正一

Allegretto (快活に)

あおぐは ニセコ アンヌプリ
イワオスプリの やま-あいに ころざん
の は-な さきかお-る しせん の-なか-
に ちろ-はは-が ひらきし まう-よ
ふるさと-よ ニセコ よ-ニセコ よ あ-

ニヘク タール 以上が届出の対象

近年における社会経済の発達により人口及び産業の都市集中、一方において観光、レクリエーション需要の増大等にもなつて北海道内においても各地域における土地の投機的買占め等により地価の異状な高騰がみられ土地問題は重要な課題となっております。

本町においても、その例外ではありません。

このような事態に対処するため道では「土地取引に関する指導指針」を定め土地対策を積極的に推進することになりました。

町においても、ニセコ町総合計画基本構想にうたわれた「山と緑の自然を愛し、明るく豊かな生活と生産の町づくり」のため、経済活動の基盤である土地利用計画あるいは、水資源の涵養としての山林造成など重要対策項目にかかげておりますが、ご承知のように虫くしい状態に土地取引が行なわれ町の長期計画推進上その対策が緊急課題とされてきました。

そのため町内における投機的な土地取引の抑止と乱開発を防止し秩序ある土地利用の誘導を図るため「ニセコ町土地取引に関する要綱」を制定しましたので、この要綱に該当する場合は譲渡人、渡受人、両者が連名で届出が必要となります。

これにより町内の土地利用状

況や土地の実態の把握につとめるよう効果的な土地対策の推進を図りますので、みなさんのご協力をお願いいたします。

この要綱は昭和四十八年十二月一日から施行されますが、その主な内容はつぎのとおりです。

この要綱において該当する行為は、

取引土地について所有権を移転し、または地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権

土地取引を規制

利を設定し、あるいは移転することをいう。

開発行為は土地の区画又は形質の変更に関する行為をいう。

土地取引の届出

ニセコ町の区域内においてニヘクタール以上の一団の土地について取引しようとする方は、つぎの事項を記入して、取引前に町長に届出なければなりません。

- (1) 土地の所在、面積及び地目
- (2) 取引の種類
- (3) 当事者の住所及び氏名または名称
- (4) 取引の予定対価

(5) 取引後の利用目的

また届出事項の内容変更についてもその都度事前に届出ることとなっております。

ただし、つぎの事項に該当する場合は届出は必要ありません。

- 一、国、地方公共団体、その他の公共の法人を当事者の一方または双方とする取引
- 二、土地開発公社(公有地の推進に関する法律による)
- 三、農地法第三条、第五条又は第七三条の適用を受ける土地の取引
- 四、国または地方公共団体の助成を受けて、農地、林地等の造成を行なおうとする場合における取引

【取引中止等の要請】

町長は、届出があつた場合にはすみやかにその内容を調査し、その取引の内容がつぎの一つに該当するときは、ニセコ町土地対策委員会の意見をきいたうえで、取引をしようとする当事者双方に対し、取引の中止または変更を要請します。

一、土地の取引目的が土地利用に関する計画等に適合しないこと。

二、土地の利用目的が道路、水道その他公共施設の整備の予定からみて不適当であること。

三、土地の利用目的が周辺の自然環境の保全上不適当であること。

町長は、届出があつた場合にはすみやかにその内容を調査し、その取引の内容がつぎの一つに該当するときは、ニセコ町土地対策委員会の意見をきいたうえで、取引をしようとする当事者双方に対し、取引の中止または変更を要請します。

一、土地の取引目的が土地利用に関する計画等に適合しないこと。

二、土地の利用目的が道路、水道その他公共施設の整備の予定からみて不適当であること。

三、土地の利用目的が周辺の自然環境の保全上不適当であること。

町の目誌

- 11月
- 2日 移動税務相談
 - 2日 第八回臨時町議会
 - 2日~4日 9日~11日 文化まつり
 - 8日 青少年問題協議会
 - 9日 第九回臨時町議会
 - 9日 土地開発公社理事会
 - 12日~14日 青年研修旅行
 - 12日~17日 決算審査
 - 13日 成人講座
 - 18日 ニセコ町産業まつり
 - 20日 社会教育委員会
 - 20日 成人講座
 - 21日 寿大学
 - 21日 農業委員会総会
 - 22日 町民憲章町歌制定発表会
 - 26日 中央家庭教育学級
 - 27日 成人講座
 - 27日 無料人権相談所開設
 - 28日 後志管内住民総ぐるみ交通安全の日
 - 28日 例月出納検査
 - 30日 経済常任委員会

国民年金制度の改正法案がこのほど国会で成立し、年金、給付の額の大幅な引上げ、物価スライド制の導入、5年年金の再加入をはじめ福祉年金の支給制限緩和や2級障害福祉年金の支給、老齢特別給付金の新設など国民年金が改善されたいへん良くなりましたのでそのおもな内容をお知らせいたします。

国民年金がこんなに良くなりました

年金額の大幅引上げ 物価スライド制導入など

10年年金
月額一万二千五百円
一挙に2.5倍の引上げ
【提出年金】

国民年金の拠出制老齢年金を受けるためには、本来は二十五歳の資格(加入)期間が必要ですが、高齢者のために、この期間を十年に短縮した、いわゆる十年年金とよばれる「特例老齢年金」がすでに昭和四十六年から年金の支給を開始しています。

この十年年金の年金額が大幅に引上げられ、現在の月額五千円が一挙に一万二千五百円と、二、五倍の額になります。

五年年金は月額二千五百円から八千円に引上げ
高齢任意加入で、加入期間が五年でいい、いわゆる五年年金は、昭和五十年から支給が開始される特例の老齢年金ですが、いま予定されている月額二千五百円の年金額が八千円に引上げられることに

なりました。
この五年年金は、すでに昭和四十五年六月で加入の届出を打ち切りましたが改めて加入の道が開かれます。

「五年年金」加入の再開
国民年金制度が発足した当時五十歳から五十五歳未満だった、明治三十九年四月二日から同四十四年四月一日までに生まれた方々で十年年金や五年年金に加入しなかつた人に再び五年年金に加入する機会が開かれました。

加入を希望する方は、昭和四十九年三月三十一日までに役場住民課社会係で手続をしてください。保険料は、昭和四十五年六月分から一ヶ月に九〇〇円の割で納めることになり、さらに今後昭和五十年六月三十日まで合計五年分の保険料を納めると昭和五十年七月分から五年年金が受けられることとなります。

給付の改善で
提出制の国民年金は、加入しただけでは年金は受けられません。保険料も改定

保険料を納め忘れたり、怠つたりするとせつかくの給付が受けられなくなつてしまいます。
この保険料にも任意加入、強制加入の別や年令にかかわらず国民年金に加入した人は必ず納めなければならぬ「定額保険料」とより多い年金を受けるために上乗せして納める「附加年金保険料」(従来所得比例保険料)があります。いずれも昭和四十九年一月からつぎのように改定されます

◎定額保険料 月額九〇〇円に
(昭和48年12月分までは五五〇円)
◎附加保険料 月額四〇〇円に
(昭和48年12月分までは三五〇円)

◎未納保険料の特例納付が認められます
国民年金の保険料は、納めずに二年間を経過したものは、その後納めたくても納められない建前になつていますが、今回の改正で昭和四十九年一月から昭和五十年十二月までの二年間に限つて、納めることのできなかつた過去の未納保険料を月額九百円の割で納めることができるようになりました

◎奥さまも附加年金保険料が納め
この機会に納付して年金権を確保しましょう。

これまでの所得比例保険料は、所得のある人しか納められなかつたのですが、今回の改正で、附加保険料は保険料の免除を受けている人を除けばだれでも納めることができるようになりました。
これで、より多い年金が受けられることになつたわけです。

国民年金の拠出制老齢年金が受けられないで、しかも満七十歳(障害者は六十五歳)になるまで老齢福祉年金の恩恵も受けることのできない、いわゆる国民年金の「谷間人口」にあるご老人たちに今度の改正で「老齢特別給付金」が支給されることになりました。
これは明治三十九年四月一日以前に生れた人で国民年金の拠出(保険料納付)が開始された昭和三十六年四月一日に五十五歳をこえ、現在六十七、八、九歳台のご老人にも年金を支給しようというもので、昭和四十九年一月から月に四千円、老齢特別給付金が支払われることになりました。

受給資格のある方は、役場住民課社会係にお問合せのうえ、給付金の請求の手続きをしてください。

『灯油』に関する苦情、相談に応じます

本格的な灯油の使用時期になつてまいりましたが、最近の石油不足から販売量の制限や販売拒否など、消費者の不満をもたらしているようです。

そこで、このような灯油問題に関する消費者の苦情処理にあたるため、道庁及び支庁に設置している「消費生活相談所」に、灯油に関する苦情相談窓口を設けることとしたほか消費者に対する灯油に関する情報の提供を始めることになりました。

町内のみなさんの中で「灯油」に関する苦情や相談ごとがありましたら、役場産業課商工係にお申し出ください。

子どもに多い仮性近視 近視の予防を实行しよう

日本では、近視が年々増加する傾向にあつて世界中でもっとも近視の多い国であるといわれていますが、近視は予防のできるものや、治るものもずいぶんあります。近視は学業に支障があるばかりでなく、いろいろと不便なことが多いものです。

- ①近視(勉強、読書、テレビ等)を長時間つづけないこと。
- ②近視の近業のあと、十分間位は遠くを見て目を休めてからまた行う。
- ③近業の距離は三〇cm以上(テレビは二m以上)
- ④直射日光で読書してはいけない
- ⑤人工照明(電灯やスタンド等)は三〇〇ルクス(六〇W電球、蛍光灯、スタンド等)位の明るさにする。しかし、光が直接目に入らないように笠に気をつける。また、スタンドを使つても

- ⑥部屋を真暗にしてはいけない。
- ⑦ねころんで本を読んだり、ふとんの中で本を読んだり、動く車の中で本を読んだりしてはいけない。
- ⑧鉛筆などは、なるべくこいものを使う。あまり小さい字の本は読まない。
- ⑨勉強がすんだらできるだけ戸外に出て運動をする。
- ⑩栄養とか体力増強につとめることも大切で、食べ物も好ききらいのないようにする。
- ⑪裸眼視力(メガネをかけたとき)が、〇、九以下となつた場合は注意を要する。
- ⑫視力が少し悪くなつたからといって他人のメガネをかけたたりしてはならない。
- ⑬視力が悪くなつても、必ずしも近視とは限らない。精密検査をうけなければ、ほんとうに近視か遠視か乱視かわからない。早く眼科医に相談すること。
- ⑭仮性近視(学校近視)は早く発見し、早く治療すると治る。しかし、近視の予防に気をつけたいとどつてしまうこともある
- ⑮以上のことがらは、近視の進行防止についても同じことがいえます。
- ⑯、お宅の子どもさんはいかがでしょうか?
- ⑰父兄の方々は、通知票をごらんください。成績ばかりでなく、「健康手帳」にもよく目を通して、子どもさんの健康により一層の注意をお願いいたします。
- ⑱なお、近年、一年生に入学するお子さんの健康診断の際、気がつきましたが、ほとんどのお子さんが〇、九以下の視力となつております。

建設業者の皆さんへ
今すぐ建設業の許可手続きを
登録制が許可制に
建設業の健全な発達、発注者の保護を図るため、建設業法の一部が改正され、昨年四月からこれまでの登録制度が業種別許可制度に変更されました。
来年三月三十一日までは今までの登録で営業できますが、来年四月からは政令で定める軽微な工事のみを請け負うことを営業とする場合の外、許可を受けなければ営業できないことももちろん、公共事業の入札にも参加できません。この許可手続きには、かなり日数がかかりますので、今年中に許可申請手続きを終わるようにしてください。

今月の納税

国民健康保険税 第4期

町民税 第3期

納期限は 12月25日です

忘れず納入いたしましょう



市街地に公衆便所

本通二町内、加賀実さん宅前に、ブロック造りの公衆便所ができました。
今まで、町民のみなさんにご不便をかけておりましたが、バス時間待合等で用便のときは、この公衆便所をご利用ください。
公共の施設ですから、よごさないようみんなで大切に利用いたしましょう。

申請書の提出先とお問い合わせは
後志支庁建設指導課土木係
倶知安局 二一〇一
内線二七二番へ

中小企業の皆さん

「年末金融」をご利用ください

***融資対象**
道内に事業所を有する中小企業者（遊興娯楽などの業種は除く）

保証人をつけてこれにかえることができます。

***融資条件**

(1) 資金用途

(1) すべて信用保証協会の保証付とする。

運転資金に限ります。

(2) 保証料率はつきのとおり

(2) 融資金額

無担保、無保証人保証

一企業者五〇〇万円以内（特

五〇万円以下

に必要と認められた場合七〇〇万

年 〇、七六%

(3) 融資期間

年 一、二四%

一カ年以内

(4) 融資金率

*取扱金融機関
北海道拓殖銀行、北海道銀行、北洋相互銀行、北海道相互銀行、各信用金庫、各信用組合

(5) 担保

*申込受付期間
昭和48年12月25日まで

原則として必要としますが、

郵便局だより

◎庁舎新築落成

ニセコ郵便局は、観光地にふさわしい近代的庁舎の新築を今年六月からすすめてきましたが、十一月末に完成いたしました。十二月三日に移転いたしました。町民のみならず、ご利用を心からおまちしております。

◎年末小包は十二月十五日までに

年末は郵便が急激にふえますので、小包は早目にお出しください。途中で破損しないよう丈夫な包装材料で荷造りし、荷札を二枚つけてください。
◎年賀状は十二月九日、十六日の日曜日に家族そろって書きましよう。
年賀状は十二月十五日から受付けます。早目にかいて、元旦に

とどくよう遅くとも二十二日までにお出しください。

◎庁舎落成記念簡易保険

当局では庁舎落成を記念し、簡易保険にお入りいただきました方々の保険証書に、記念スタンプを押捺いたしております。この機会に町民多数のご加入をおまちしております。

▲北電▼

送電モニターに

増原次男さん（滝台）

送電線下で土地改良工事の重機械の進入、及び住宅、倉庫、車庫等を送電線路に接近して建てる場合、保守上の制限がありますので北電へご相談ください。
また、これからは、送電線に雪が付き伸びてたれ下がることがあります。たれ下がるとひじょうに危険ですので、電線に雪がついている状態を見た方は、北電モニター（増原次男さん）へご連絡ください。（有線二五五六番）へご連絡ください。

12月1日から
役場の執務時間が
かわります

・平日は
午前9時から 午後5時
・土曜日は
午前9時から 正午まで
（有線の接続時間も午前9時からとなります）



10月21日から
11月20日まで

▼結婚おめでとう

金井政二 吉原貞子（本通9）
鈴木 正 早坂美子（本通1）
菅原 恵 神原教子（東山）
岩瀬三郎 早坂寿美子（新興）

▼お誕生おめでとう

馬場 光 繁（中央1）
山本 聖子 義男（中央1）
松原 智明 富蔵（里見）
山崎 直紀 勝雄（羊栄）
佐藤麻依子 良一（本通11）
中亭 百代 忠夫（本通6）

▼おくやみ申し上げます

田中 泰祐 63歳（富士見）
四宮イソノ 68歳（尾ノ上）
藤沢 昭二 46歳（中央15）
鈴木 キヨ 74歳（中央21）

「火災から人命を守ろう」

年末に火事を出さぬよう

病人、老人、子ども
の焼死者がふえています

寒さに向い、いたましい焼死火災がふえてきました。道内の火災による死者は11月15日現在昨年を上まわり97名となりました。

その60%は病人、老人、子どもです。

消防組合内では幸い死者はありませんが、年末を控え、あなたの生命、財産を火災から守るため、つぎのことを実行しましょう。

1. 老人、病人、子どもは「ひなん」しやすい場所に寝かせましょう。
2. 万一の火災に備え「ひなん方法」をきめておきましょう。
3. 寝たばこは絶対やめましょう。
4. 夜寝るときは、必ず火の元をたしかめましょう。
5. 万一火事になったら、急いで逃げ出しましょう。
6. 逃げるときは、煙を吸わないようになるべく姿勢を低くし、できれば這つて逃げましょう。
7. いったん逃げ出したら、物を取りに絶対に戻らないようにしましょう。
8. 火災建物内に人が残っているときは、到着した消防隊員にすぐ知らせましょう。（羊蹄山ろく消防組合）